

職業安定分科会(第 192 回)	資料3-2
令和5年 3月 17 日	

職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律施行規則の一部を改正する省令案概要

職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律
施行規則の一部を改正する省令（案）について（概要）

厚生労働省
職業安定局総務課訓練受講支援室
人材開発統括官付参事官（人材開発政策担当）付訓練企画室

1. 改正の趣旨

- 職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成 23 年法律第 47 号。以下「法」という。）第 4 条第 1 項第 3 号の規定に基づき、職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律施行規則（平成 23 年厚生労働省令第 93 号。以下「規則」という。）第 2 条各号において、申請のあった職業訓練（以下「申請職業訓練」という。）について厚生労働大臣が認定する際の基準（以下「認定基準」という。）を規定している。
- また、法第 5 条の規定に基づき、当該認定を受けた職業訓練（以下「認定職業訓練」という。）を実施する機関に対する助成として、認定職業訓練実施基本奨励金（以下「基本奨励金」という。）及び認定職業訓練実施付加奨励金（以下「付加奨励金」という。）を支給しており、規則第 8 条においてその支給基準を規定している。
- その上で、実践訓練に係る訓練期間及び訓練時間に関する認定基準、認定職業訓練の修了者等の就職率に関する認定基準並びに基本奨励金及び付加奨励金の支給基準について、令和 5 年 3 月 31 日までを期限とする特例措置を設けている。
- また、公共職業安定所長が受けることを指示した認定職業訓練又は公共職業訓練等について、特定求職者が当該訓練等を受けることを容易にするため、法第 7 条の規定に基づき、職業訓練受講給付金（以下「給付金」という。）を支給しており、当該給付金については規則第 11 条から第 12 条の 2 までにおいて支給要件を規定しているところ、その支給要件等について令和 5 年 3 月 31 日までを期限とする特例措置を設けている。
- 非正規雇用労働者の方も含めた、誰もが主体的にスキルアップに取り組むための環境整備に向けて、これらの特例措置の期限の延長や給付金の支給要件の緩和等の改正を行う。
- 加えて、介護分野及び障害福祉分野における人材確保を支援するため、同分野において、一定の条件を満たす認定職業訓練を実施した実施機関に対し、当該認定職業訓練を受講した特定求職者等 1 人につき 1 万円を支給する特例措置を、令和 6 年 3 月 31 日まで設けることとする。

2. 改正の概要

(1) 給付金の支給要件の緩和

- 職業訓練受講手当（以下「受講手当」という。）の支給要件のうち特定求職者並びに特定求職者と同居の又は生計を一にする別居の配偶者、子及び父母との収入の合計額が

月 25 万円以下であることとする要件について、月 30 万円以下に要件を緩和することとする。

- また、訓練の全ての実施日に訓練を受講していることを原則とし、やむを得ない理由により受講しなかった訓練の実施日がある場合に限って、訓練を受講した日数の訓練の実施日数に占める割合が 100 分の 80 以上であること等とする受講手当の支給要件について、育児・介護中の者などの配慮を必要とする特定求職者についてはやむを得ない理由による欠席とやむを得ない理由以外による欠席を足し合わせた欠席日数を訓練の実施日数の 2 割まで認め、訓練を受講した日数の訓練の実施日数に占める割合が 100 分の 80 以上であること等とする。

さらに、規則第 11 条第 2 項に規定する受講手当の額、規則第 12 条に規定する通所手当の額、規則第 12 条の 2 に規定する寄宿手当の額については、訓練を受講した日数の訓練の実施日数に占める割合が 100 分の 80 以上である場合等に、その支給額をやむを得ない理由以外の理由により受講しなかった訓練の実施日数の給付金支給単位期間の現日数等に占める割合に応じて減ずることとする。

- 実施日が特定されていない科目を含む認定職業訓練等で実施日が特定されている科目については、いかなる理由による欠席も認めず代替日の実施を必須としていた支給要件について、やむを得ない理由による欠席を認めることとする。
- 受講手当の支給を受ける特定求職者に対して支給することとしていた通所手当の支給要件について、受講手当の支給を受けていない特定求職者についても要件を満たせば通所手当を支給することとする。

(2) 求職者支援訓練の訓練期間等の認定基準に関する特例の延長等

- 認定基準について、実践訓練のうち実施日が特定されていない科目を含まない申請職業訓練に係る訓練期間及び訓練時間に関する要件については、規則第 2 条第 5 号ロ (1) 及び第 6 号イの規定に基づき、訓練期間は原則として 3 月以上 6 月以下（一部例外として 2 月以上 6 月以下）、訓練時間は原則として月 100 時間以上かつ一日当たり 5 時間以上 6 時間以下としているところ、新型コロナウイルス感染症の影響により、休業を余儀なくされる方や、シフトが減少したシフト制で働く方が、仕事と訓練受講を両立しやすい環境整備を図ることで、自らの職業能力を向上させ、今後のステップアップに結び付けられるよう、規則附則第 3 条の 7 第 1 項において、在職者等である特定求職者等に対する認定職業訓練について、訓練期間は 2 週間以上 6 月以下、訓練時間は原則として月 60 時間以上かつ一日当たり 2 時間以上 6 時間以下とする特例措置（以下「短期間・短時間特例」という。）を、令和 5 年 3 月 31 日まで設けている。

また、実践訓練のうち実施日が特定されていない科目を含む申請職業訓練に係る訓練時間に関する要件については、規則第 2 条第 6 号ロの規定に基づき月 80 時間以上としているところ、規則附則第 3 条の 7 第 3 項において、当該要件を月 60 時間以上とする特例措置を、令和 5 年 3 月 31 日まで設けている。

これらの特例措置の期限について、令和 6 年 3 月 31 日まで延長することとする。

- 実践訓練に係る認定職業訓練の修了者等の就職率に関する認定基準については、規則第2条第1号ロ(1)の規定に基づき、申請職業訓練を行おうとする都道府県と同一の都道府県の区域内において、連続する3年の間に2コース以上の認定職業訓練を行った場合であって、当該訓練の修了者等の就職率が一定の割合(35%)を下回ったコースが2コース以上あった実施機関については、1年間認定を受けることができず、その1年間経過後、連続する3年の間に2コース以上の認定職業訓練について、再び当該就職率を下回った場合、5年間認定を受けることができないこととしているが、短期間・短時間特例の対象となる認定職業訓練については、当該就職率の基準を30%に緩和する特例措置を、令和5年3月31日まで設けている。

また、実践訓練のうち実施日が特定されていない科目を含む認定職業訓練(訓練期間が2月以上3月未満又は訓練時間が月60時間以上80時間未満のものに限る。)についても、当該就職率の基準を30%に緩和する特例措置を、令和5年3月31日まで設けている。

これらの特例措置については、期限到来をもって廃止することとする。

- 認定職業訓練(実践訓練)の実施機関に対する付加奨励金については、規則第8条第4項の規定に基づき、就職率が35%以上60%未満の場合に修了者1人当たり月1万円を、就職率が60%以上に修了者1人当たり月2万円を支給することとしているが、短期間・短時間特例の対象となる認定職業訓練については、修了者1人当たり月1万円を支給する就職率の基準を30%以上55%未満に、同様に月2万円を支給する就職率の基準を55%以上に緩和する特例措置を、令和5年3月31日まで設けている。

また、実践訓練のうち実施日が特定されていない科目を含む認定職業訓練(訓練期間が2月以上3月未満又は訓練時間が月60時間以上80時間未満のものに限る。)についても、当該就職率の基準を30%以上55%未満に、同様に月2万円を支給する就職率の基準を55%以上に緩和する特例措置を、令和5年3月31日まで設けている。

これらの特例措置についても、期限到来をもって廃止することとする。

(3) 職場見学等促進奨励金の支給に関する特例の実施

- 介護分野及び障害福祉分野に係る認定職業訓練であって一定の条件を満たすもの(厚生労働省人材開発統括官が定めるものに限る。)を実施した実施機関に対し、職場見学等促進奨励金として、当該認定職業訓練を受講した特定求職者等1人につき1万円を支給する特例措置を、令和6年3月31日まで設けることとする。

(4) 給付金の支給要件に関する特例措置の廃止

- 受講手当の支給要件のうち収入が月8万円以下であることとする要件について、シフト制で働く者等については、規則附則第3条の8第1項において、給付金支給単位期間の初日が令和3年2月25日から令和4年3月31日までの期間にあるものについて月12万円以下に引き上げる特例措置を、令和5年3月31日まで設けている。
- 受講手当の支給要件のうち特定求職者並びに特定求職者と同居の又は生計を一にす

る別居の配偶者、子及び父母との収入の合計額が月 25 万円以下であることとする要件について、規則附則第 3 条の 8 第 2 項において、給付金支給単位期間の初日が令和 3 年 12 月 21 日から令和 4 年 3 月 31 日までの期間にあるものについて月 40 万円以下に引き上げる特例措置を令和 5 年 3 月 31 日まで設けている。

- また、訓練の全ての実施日に訓練を受講していることを原則とし、やむを得ない理由により受講しなかった訓練の実施日がある場合に限って、訓練を受講した日数の訓練の実施日数に占める割合が 100 分の 80 以上であること等とする受講手当の支給要件について、規則附則第 3 条の 8 第 3 項によりやむを得ない理由による欠席とやむを得ない理由以外による欠席を足し合わせた欠席日数を訓練の実施日数の 2 割まで認め、訓練を受講した日数の訓練の実施日数に占める割合が 100 分の 80 以上であること等とする特例措置を令和 5 年 3 月 31 日まで設けている。

さらに、規則第 11 条第 2 項に規定する受講手当の額、規則第 12 条に規定する通所手当の額、規則第 12 条の 2 に規定する寄宿手当の額については、訓練を受講した日数の訓練の実施日数に占める割合が 100 分の 80 以上である場合等に、その支給額をやむを得ない理由以外の理由により受講しなかった訓練の実施日数の給付金支給単位期間の現日数等に占める割合に応じて減ずる特例措置を令和 5 年 3 月 31 日まで設けている。

これらの特例措置について、期限到来をもって廃止することとする。

(5) その他

- その他所要の措置を講ずる。

3. 根拠条項

- 法第 4 条第 1 項第 3 号、第 7 条第 2 項及び第 19 条

4. 施行期日等

- 公布日：令和 5 年 3 月下旬（予定）
- 施行期日：令和 5 年 4 月 1 日

求職者支援制度の見直し内容

① 職業訓練受講給付金の世帯収入要件の緩和

- 配偶者や親と同居している者の訓練受講を容易にするため、**現行の世帯収入の要件（月25万円以下）を「月30万円以下」に引き上げる。**

② 職業訓練受講給付金の出席要件の緩和

- 訓練受講に配慮が必要な者（就労経験が少ない者や育児・介護中の者）の受講促進を図るため、これらの者に限り、欠席の理由を証明できない場合であっても、訓練実施日の2割までは欠席を認める。**

③ 通所手当の支給対象の拡大

- 職業訓練受講手当（月10万円）の支給対象とならない者のうち、**収入が一定額以下の者（※）**について、訓練受講を容易にするため、**新たに通所手当のみを支給する。**

（※）本人収入12万円以下、世帯収入34万円以下

（注）職業訓練受講給付金＝職業訓練受講手当（月10万円）＋通所手当＋寄宿手当

④ 訓練対象者の拡大

- 職業能力の向上を希望する非正規雇用労働者の主体的なスキルアップを促進するため、「**働きながらスキルアップを目指す者**」についても**訓練対象者に追加する。**

⑤ 訓練基準の要件緩和

- 在職中の求職者、育児・介護や健康上の事情を抱える者の他、自身に不足する必要なスキルを学び早期の再就職を希望する離職者の訓練受講を容易にするため、**短い期間や時間の訓練コースの設定を可能とする。**

【訓練期間】2か月～6か月→2週間～6か月、【訓練時間】月100時間以上→月60時間以上

求職者支援制度の活用実績

求職者支援訓練の受講者数

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計(4~1月)	計
令和2年度	1,705	1,422	1,644	1,933	1,782	2,210	2,123	1,999	2,107	1,755	1,913	3,141	18,680	23,734
令和3年度	2,444	2,190	2,636	1,672	1,884	2,560	2,084	2,242	2,300	2,135	2,456	3,657	22,147	28,260
令和4年度	2,816	2,626	2,596	3,005	2,632	3,954	3,118	3,420	3,321	3,397			30,885	30,885
(対前々年同月比)	65.2%	84.7%	57.9%	55.5%	47.7%	78.9%	46.9%	71.1%	57.6%	93.6%			65.3%	
(対前年同月比)	15.2%	19.9%	▲1.5%	79.7%	39.7%	54.5%	49.6%	52.5%	44.4%	59.1%			39.5%	

職業訓練受講給付金の受給者数

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計(4~1月)	計
令和2年度	678	1,089	731	752	724	791	1,010	972	1,046	1,026	749	838	8,819	10,406
令和3年度	964	1,477	1,061	1,095	989	860	1,101	1,206	1,019	1,171	1,226	1,202	10,943	13,371
令和4年度	1,420	2,029	1,394	1,291	1,449	1,007	1,264	1,288	1,072	1,063			13,277	13,277
(対前々年同月比)	109.4%	86.3%	90.7%	71.7%	100.1%	27.3%	25.1%	32.5%	2.5%	3.6%			50.5%	
(対前年同月比)	47.3%	37.4%	31.4%	17.9%	46.5%	17.1%	14.8%	6.8%	5.2%	▲9.2%			21.3%	

職業訓練受講給付金の特例措置の適用者数

	令和3年 2~3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	令和4年 1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	令和5年 1月	計	
本人収入要件 *1	2	10	20	22	27	29	41	39	36	45	56	69	72	52	78	75	76	69	88	92	106	111	1121	1,327	
出席要件（仕事による欠席） *1	1	3	0	2	4	4	2	3	2	2	5	12	17	13	9	15	13	8	14	15	10	16	15	185	
世帯収入要件 *2											0	24	142	233	186	292	305	313	369	406	499	553	485	3914	1,198
出席要件（やむを得ない理由 以外の欠席） *2											1	159	396	489	476	561	627	658	721	710	671	675	695	6017	1,440
訓練対象者の特例（転職希望 なし） *2											0	7	5	5	2	0	1	1	1	2	3	3	2	5	37

*1の措置は令和3年2月25日から *2の措置は令和3年12月21日から導入